

1. 保健福祉事業について



加賀市市民健康部介護福祉課

令和5年12月21日

保健福祉事業について

【制度概要】

市町村は地域支援事業のほか、

- 1 要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業
- 2 被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業
- 3 介護保険サービス事業の運営その他の保険給付のために必要な事業
- 4 被保険者への介護サービス費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業

を行うことができる。

※介護保険法第115条の49から

【財源】

第1号被保険者(65歳以上)の保険料

【第9期計画期間（令和6年から令和8年）に保健福祉事業として行う事業(案)】

- 1 要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業
 - ① 介護用品の支給について
 - ② 加賀山中温泉共同浴場 菊の湯第1・第2介護湯について
- 2 被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業
 - ③ いきいき大集合について
- 3 介護保険サービス事業の運営その他の保険給付のために必要な事業
 - ④ 介護人材の確保等について

【実施の理由】

上記事業の拡充を図り、地域での支えあいや安心して生活し続けることができる体制を充実します。

① 介護用品の支給について

目的

高齢者を介護している家族等の身体的、精神的負担の軽減を図ること。

対象者

介護保険の要介護認定で要介護1以上の認定を受けている方を在宅で介護している家族等（本人が住民税非課税）。ただし、要介護1～3の方は、尿失禁の可能性が高く障害高齢者自立度、認知症高齢者自立度が高い方に限る。

支給方法

入札により決定した市指定の事業者が、市が指定する介護用品を月1回要介護者宅まで配送する。

支給金額

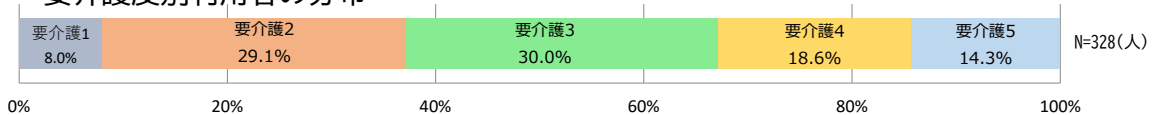
給付限度額を月額6,000円とし、限度額を超える分については利用者が負担する。

財源（地域支援事業（任意事業））（第8期計画期間中）

国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、第1号被保険者の保険料23%
一部は保健福祉事業（第1号被保険者の保険料100%）

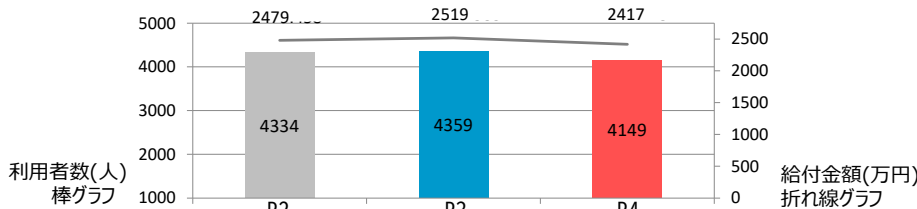
■ 利用状況

- ・利用者数 328人、平均利用金額 5,705円、合計支給金額 1,878,220円（令和5年10月）
- ・要介護度別利用者の分布



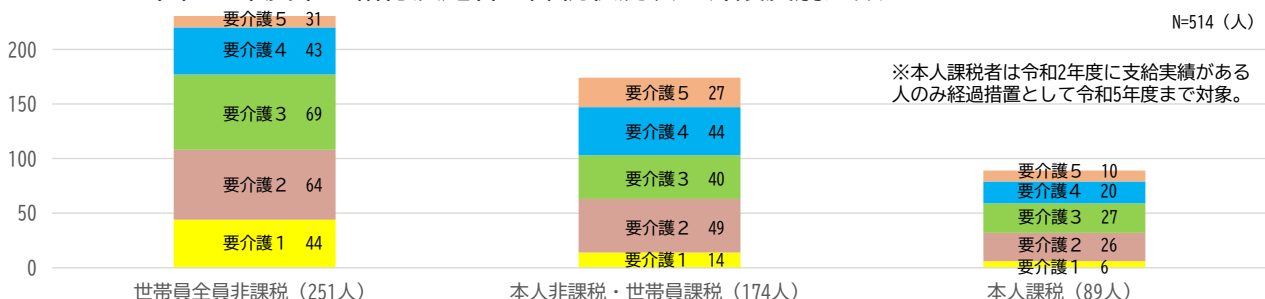
- ・年間延べ利用者数・給付金額の推移

- ・令和4年度決算額
24,177,540円



■ 所得等による利用者状況

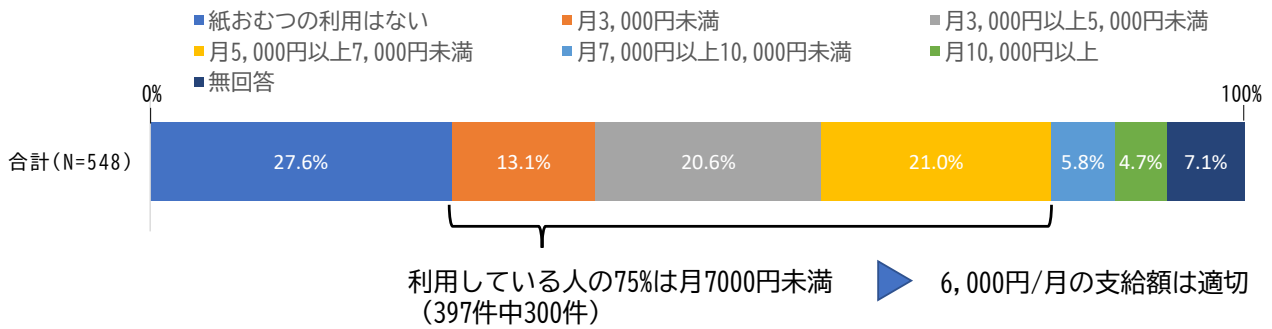
- ・令和4年度中の給付決定者の課税状況及び介護度別人数



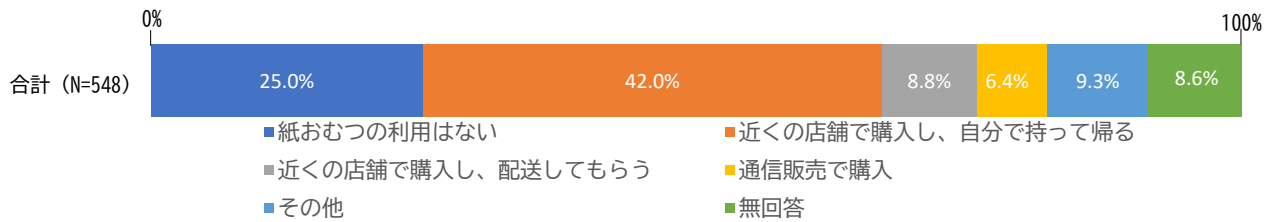
■ 在宅介護実態調査から

在宅介護実態調査において、要支援・要介護認定者の紙おむつの利用状況を調査。毎月の利用金額・都合のいい購入方法について調査した。

①紙おむつの利用について、毎月いくら程度利用していますか



②紙おむつの購入にあたり、一番都合のいい方法を選んでください



利用している人の67%は店舗等で自分で購入・運搬しているが、
配送してもらう方が都合のいい人もいる ▶ 給付券又は現金給付も考えられるが、
配送の必要な人への配慮が必要のため、
現物給付方式を維持

■ 今後の方向性

国の動向

・第8期計画期間(令和3年から令和5年)においては、地域支援事業(任意事業)の対象者及び支給上限額に制限を設けることとし、市町村特別給付等への移行等、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策について、引き続き十分な検討を進めることとなった。

・なお、任意事業における介護用品の支給が例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、対応を進めること。

・第9期計画期間(令和6年から令和8年)についての国からの通知は現時点でない。

対象者要件について

・現行どおりの対象者で継続する。

※本人住民税課税者は令和2年度に支給実績がある人のみ経過措置として第8期計画中は対象としていたため、第9期計画では対象外とする。

財源について

・国からの通知があり次第、保健福祉事業による対応を検討する。

■ 1年間の見込額

25,000千円

地域支援事業 23,000千円
保健福祉事業 2,000千円

●現行の地域支援事業(任意事業)実施範囲
・本人住民税非課税・世帯員課税について、年間6万円(=5千円/月)の支給上限を設けている。

■ 第9期計画期間(3年間)の見込額

75,000千円

地域支援事業 69,000千円
保健福祉事業 6,000千円

●支給金額差額分の対応について
・本人住民税非課税・世帯員課税の差額分(1千円)は保健福祉事業による対応とする。

②加賀山中温泉共同浴場 菊の湯第1・第2介護湯について

介護湯について

共同浴場は、市民の健康増進と福祉の向上を図るとともに、地域振興に寄与することを目的としている。介護湯は、自宅等での入浴が困難な人の入浴環境を確保し、在宅生活の継続に資することを目的としている。

運営費用について

加賀山中温泉財産区の財政状況の悪化により、令和6年度から共同浴場の利用料金の値上げを検討しているが、介護湯については、リフト設備や交代時清掃作業等のため、一般浴場に比べ費用を要することが課題となっている。

利用対象者

- ・介護保険法に規定する要介護、要支援者 ・事業対象者
- ・身体障害者手帳の交付を受けている者（うち肢体不自由で1級または2級、内部障害で1級）
- ・日常生活調査票により、介護湯の利用が必要であると認める者

今後の方向性

介護湯の維持に係る費用を助成することで、一般浴場と同一料金での利用を可能とし、今後も継続して在宅で介護する家族等の入浴に係る身体的・精神的負担の軽減を図る。

1年間の見込額

- ・1,000千円

第9期計画期間(3年間)の見込額

- ・3,000千円

③ いきいき大集合について

目的

・市内の高齢者が「健康で快適な生活を過ごす」ことをテーマに集い、高齢者の健康の維持及び増進を図ると共に、高齢者の充実した生きがいづくりを推進する。

参加者数（令和元年度・令和5年度 ※令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため中止）

- ・令和元年度(1日開催)：1,000人
- ・令和5年度(半日開催)：350人

決算額（令和元年度）

- ・1,123千円

1年間の見込額

- ・1,200千円

第9期計画期間（3年間）の見込額

- ・3,600千円

④ 介護人材の確保等について

1 多様な人材の確保・育成の支援

事業名	事業内容・1年間の見込額
資格試験受験料助成 研修受講費助成	①市内の介護サービス事業所の職員や、介護サービス事業所への就業志望者が受講した「介護福祉士実務者研修」及び「介護職員初任者研修」の受講料の一部を補助する。 ②介護に必要な資格試験に係る受験料の一部を補助する。 実務者研修受講料補助上限額：100千円×数名程度 初任者研修受講料補助上限額：50千円×数名程度 資格試験受験料補助上限額：30千円×数名程度 【1年間の見込額】800千円
新 就職奨励金の支給	①若手職員の就職奨励金 ②新卒者及び有資格者就職奨励金 ③訪問介護職員就職奨励金 【1年間の見込額】3,000千円
新 中堅職員向け研修の受講支援	中堅職員向け研修修了者への給付金 【1年間の見込額】700千円

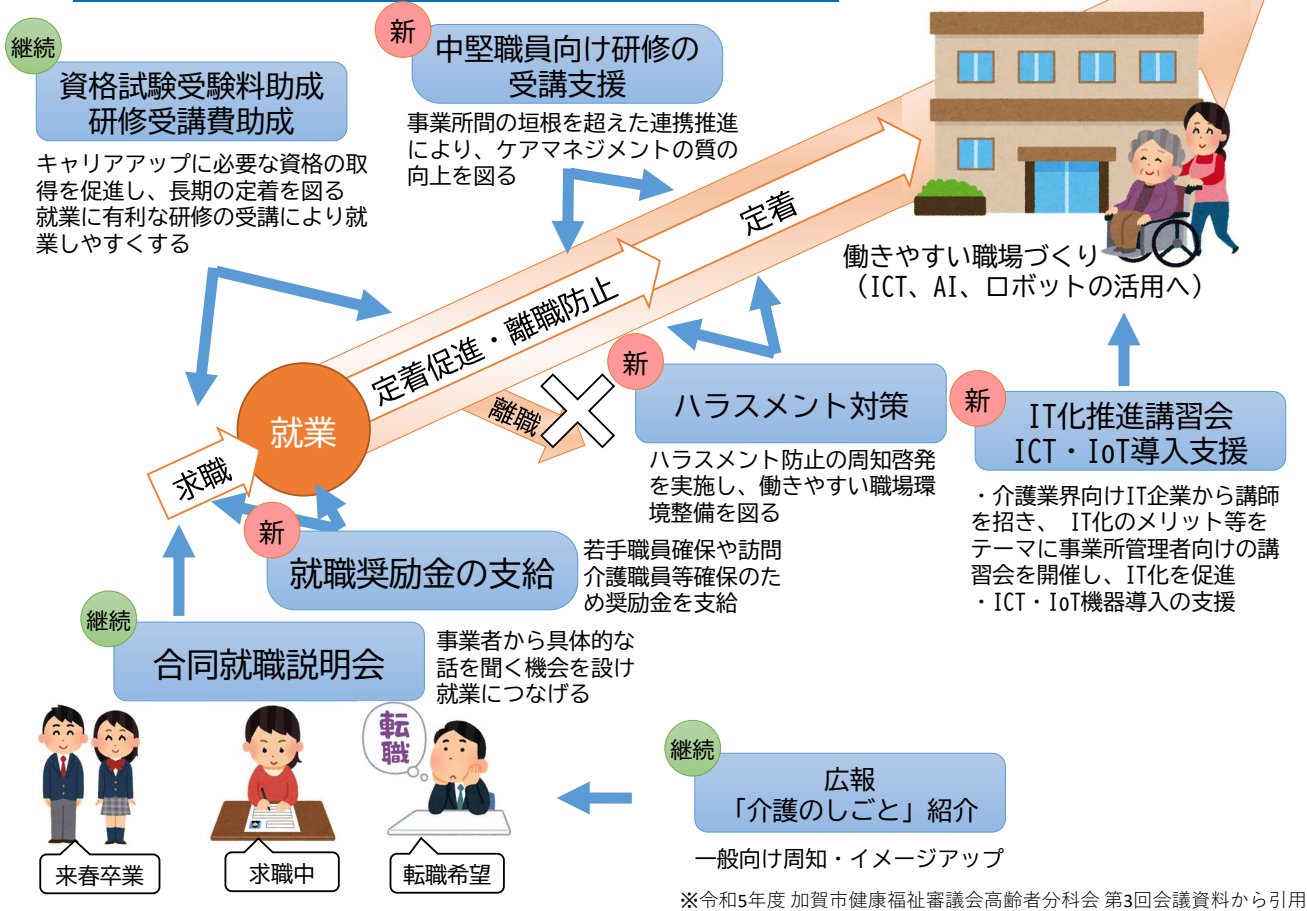
2 介護職員の離職防止・定着促進に対する支援

事業名	事業内容・1年間の見込額
合同就職説明会	市内介護事業所等が一堂に会して合同就職説明会を開催する。 【1年間の見込額】300千円
新 ハラスメント対策	市よりハラスメント防止の周知啓発 【1年間の見込額】100千円
新 ICT・IoT導入支援	介護事業所における事務処理のIT化を促進するため、IT・ICTを活用したアプリ等を各介護事業所に紹介する。 【1年間の見込額】100千円

1年間の見込額
5,000千円

第9期計画期間（3年間）の見込額
15,000千円

介護人材確保に向けた取組み ※イメージ図



(参考)保険料等への影響試算

●保健福祉事業(案)による場合の保険料への上乗せ額を試算

$$\text{保健福祉事業費 (3年間見込み)} \div \text{第1号被保険者数 (3年間延べ人数)} \div 12\text{か月} = \text{保険料月額}$$

$$27,600\text{千円} \div 66,350\text{人} \div 12\text{か月} =$$

約34.7円

被保険者1人につき、月額約34.7円の保険料が上乗せされる計算。

(参考) 「介護用品の支給について」見込額全体が保健福祉事業になった場合

$$96,600\text{千円} \div 66,350\text{人} \div 12\text{か月} = \text{約121.3円}$$